1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(250))

2. 日 時: 平成29年8月1日 10時00分~11時40分

3. 場 所:原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

大塚安全審査官、津金安全審査官、穗藤保安規定係長

## 事業者:

日本原子力発電株式会社:坂井執行役員 発電管理室長代理 他 4 名

東北電力株式会社:東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社:原子力本部 原子力部 運営グループ 専門課長

北陸電力株式会社:志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社:電源事業本部 担当(原子力設備)

電源開発株式会社:設備技術室 機械設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち 「17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ」について、提出資料に基づき説明が あった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 新たに原子炉冷却材圧カバウンダリとなる配管・弁について、強度評価で技術基準規則の要求を満足しない場合、要求に適合させるための対応方針を整理して提示すること。
  - 残留熱除去系停止時冷却系の供給ライン及び戻りライン配管の溶接部について「PT検査を実施しているものと考えられる」とした記載は、根拠の確認を含め、再整理して提示すること。
  - 原子炉冷却材圧カバウンダリの定義から除外する配管口径の考え方において、 常温における流量を用いた根拠を確認し、整理して提示すること。
  - ほう酸水注入系配管を原子炉冷却材圧カバウンダリから除外できるとする理由を整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料:

- 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況 (原子炉冷却材圧力バウンダリ (第17条))

・比較表(17条 原子炉冷却材圧カバウンダリ)